

情報保護評価の必要性の判断（しきい値評価）基準（案）

※ 情報保護評価の必要性を判断（しきい値評価）するため、以下の質問を設けることとしてはどうか。なお以下の質問に回答することにより、次の3つの区分に分類することとする。

- i 対象外
- ii 情報保護評価（重点項目評価）のみの実施
- iii 情報保護評価（全項目評価）の実施

概要

システム名、システム概要

制度・施策名、概要、法令上の根拠

☒ マイナンバー（「番号」）を取り扱う¹→法令上の根拠

☒ 情報連携基盤を利用する²→法令上の根拠

しきい値評価実施日

しきい値評価実施部局名及び実施者

情報保護評価（重点項目評価）の義務づけ対象か任意実施対象か

情報保護評価（全項目評価）の義務づけ対象か任意実施対象か

質問 1 対象者は職員³のみか⁴

→職員のみであれば i 対象外

→職員以外も含むのであれば次へ進む

【質問趣旨】職員の情報については、使用者としての行政機関又は関係機関と、被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であり、またその存在や利用方法も一般的に当事者たる職員にはよく知られていると考えられるため、情報保護評価の対象外としたもの。

【論 点】但し、人事、給与、福利厚生等に関するシステム等では、職員等

¹ 情報保護評価の対象は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムであるため、マイナンバー（「番号」）を利用するもの又は情報連携基盤を利用するものについてのみ、しきい値評価を行うこととするが、その確認を兼ね、質問を設けたもの

² 脚注 1 と同じ

³ 過去に職員であった者も含む

⁴ 行政機関個人情報保護法 10 II ③、10 II ⑩、同法施行令 6、同法 11 II ①、独立行政法人等個人情報保護法 11 II ①参照

の被扶養者や遺族に関する情報も保有するものと考えられる。どのように考えるべきか。

行政機関個人情報保護法上は、職員の被扶養者又は遺族の福利厚生等に関する事務を行政機関が行うことがあり、そのことは、福利厚生棟の当事者たる被扶養者又は遺族にも知られていることから、職員等に係る個人情報ファイルにこれらの者の情報が含まれている場合でも、事前通知、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外としている。

【論 点】 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等についてはどのように考えるべきか。加入者は共済組合自体の職員ではないが、両共済組合と加入者の関係は、使用者と職員の関係に類似するとも考えられる。

質問2 情報連携基盤の接続規定⁵に則っているか

→則っていれば次へ進む

→特別な接続方式ならばiii情報保護評価（全項目評価）を実施する

【質問趣旨】 情報連携基盤は、「番号」に係る個人情報のデータ連結・データ流通・大量処理等を容易にするものと考えられるが、情報連携基盤自体及びその接続方式については、情報連携基盤の情報保護評価で確認すべきものと考えられるため、接続規定に則っているものについては以降の質問に基づき、しきい値評価を行うこととしたもの。

質問3 過去1年以内に、個人情報又は「番号」に係る個人情報の漏えい等重大事故を発生させたか

→発生させていればiii情報保護評価（全項目評価）を実施する

→発生させていなければ次に進む

【質問趣旨】 漏えい事故等重大事故を発生させた場合は、国民の懸念が大きいと考えられるため、必要性が高いと判断したもの（国民の信頼を獲得する目的に対応するもの）。

質問4 「番号」に係る個人情報を取り扱う職員・外部委託先・第三者提供先の人数は何人か

→10,000人以上であればiii情報保護評価（全項目評価）を実施する

⁵ 情報連携基盤接続規定が策定される場合を想定したもの。

→ 10,000人未満であれば次へ進む

【質問趣旨】少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が情報を取り扱うとすると、不正利用、不正流出リスクが高まるものと考えられるため、必要性が高いと判断したもの（事前対応を行う目的に対応するもの）。

質問5 対象人数は何人が

- 100,000人（論点）⁶以上であればiii情報保護評価（全項目評価）を実施する
- 10,000人以上であればii情報保護評価（重点項目評価）を実施する
- 1,000人以上10,000人未満であれば次へ進む
- 1,000人未満であれば対象外とする

【質問趣旨】一定量以上の情報を取り扱う場合、不正利用・不正提供の誘因ともなり得、プライバシーに対するリスクが高いと考えられるため（事前対応を行う目的、国民の信頼を獲得する目的に対応するもの）。

なお、社会保障・税分野の情報は機微性の高い情報であるため、情報の種類は判断基準となりえないのではないかと考え、情報の量のみ質問項目とした。

質問6 取り扱う「番号」に係る個人情報に基づき、個人に対する行政上の処分を行うか

- 行うのであればii情報保護評価（重点項目評価）を実施する
- 行わないのであれば対象外とする

⁶ 人数をより低くすることも考えられるが、通常、システムを構築するのは大量データを扱う必要があるためであることから、当初案としては100,000人とした。

なお、現行法令上、人数を用いて対象を限定しているものは以下の通り。

- ・行政機関個人情報保護法上、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知義務並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の適用除外となる本人数（同法10条2項9号及び同施行令5条）は1,000人
- ・個人情報保護法上、個人情報取扱事業者に該当する者の、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計の下限は5,000人（同法2条3項5号及び同施行令2条）

【質問趣旨】 誤った「番号」に係る個人情報や不正に取得された「番号」に係る個人情報に基づき、行政上の処分行為がなされる場合、個人に対する被害が大きいと考えられるため（事前対応を行う目的に対応するもの）。

（ご参考）対象となりうるシステム及び機関への当てはめ

なお、本参考資料の別紙 1（情報保護評価 SWG 第 1 回参考資料 3『情報保護評価の対象となりうる機関及びそのシステム』）の 2 ページ目以降に記載された 56 システムを、上記基準に当てはめてみると、以下の通りとなる。

i 対象外	7
ii 情報保護値評価（重点項目評価）	3
iii 情報保護評価（全項目評価）	46

※ 56 システムすべて情報連携基盤接続規定にのっとっており、かつ漏えい等重大事故を発生させていないものとの前提に基づく。

○ 質問 1（対象者は職員のみか）により

i 対象外となるシステムが 4（No 12、22、23、56）

○ 質問 4（職員・外部委託先・第三者提供先の人数）により

iii 情報保護評価（全項目評価）を実施するシステムが 9（No 2、3、4、5、6、7、9、10、11）

○ 質問 5（対象人数）により

iii 情報保護評価（全項目評価）を実施するシステムが 37（No 1、8、13 乃至 21、24 乃至 26、29、31、33 乃至 44、47 乃至 55）

ii 情報保護評価（重点項目評価）を実施するシステムが 3（No 27、45、46）

○ 質問 6（行政上の処分行為）により ii 情報保護評価（重点項目評価）を実施するシステムは恐らく 0 と考えられる

上記 56 システムについては ii 情報保護値評価（重点項目評価）の対象となるものが少なくなる結果となったが、上記 56 システムに該当しないものの、本参考資料別紙 1（情報保護評価 SWG 第 1 回参考資料 3『情報保護評価の対象となりうる機関及びそのシステム』）の 1 ページ目に記載された情報保護評価の対象となりうる機関は、質問 5（対象人数）により、ii 情報保護値評価（重点

項目評価）を実施すると判断されるものも多い（本参考別紙2ご参照）⁷。

⁷ 別紙2の機関は、別紙1の対象となりうる機関のうち100団体以下の機関（国民健康保険団体連合会除く）について記載している。

情報保護評価の対象となりうる機関及びそのシステム

別紙1

○対象となりうる機関

1 番号制度情報システム		
1	運営機関(情報連携基盤・マイポータル)	
2	「番号」生成機関を担う地方共同法人	
2 社会保障分野		
1	行政機関(厚生労働省ほか)	
2	関連独立行政法人	
3	地方公共団体	約1,800団体
4	日本年金機構	1団体
5	国民年金基金連合会	1団体
6	国民年金基金	約70団体
7	企業年金連合会	1団体
8	厚生年金基金	約600団体
9	企業年金基金(確定給付企業年金 基金型)	約600団体
10	企業(確定給付企業年金・確定拠出年金)(規約型)	約13,000団体
11	規約型企業年金信託の受託者たる信託銀行	
12	石炭鉱業年金基金	1団体
13	国家公務員共済組合(国家公務員共済組合連合会含む)	約20団体
14	地方公務員共済組合(地方公務員共済組合連合会・全国市町村職員共済組合連合会含む)	約60団体
15	日本私立学校振興・共済事業団	1団体
16	日本鉄道共済組合	1団体
17	日本たばこ産業共済組合	1団体
18	NTT厚生年金基金	1団体
19	農林漁業団体職員共済組合	1団体
20	全国健康保険協会	1団体
21	健康保険組合連合会	1団体
22	健康保険組合	約1,450団体
23	国民健康保険組合	約170団体
24	後期高齢者医療広域連合	47団体
25	社会保険診療報酬支払基金	1団体
26	国民健康保険団体連合会	47団体
27	国民健康保険中央会	1団体
28	保険医療機関	約180,000団体
29	保険薬局	約50,000団体
30	介護サービス事業者	約260,000団体
31	社会福祉協議会	約1,800団体
32	適用事業所(健康保険・厚生年金保険)	約1,740,000団体
33	適用事業所(雇用保険)	約2,000,000団体
34	上記の他、公務員災害補償システムを保有するすべての行政機関・関係機関	
3 税務分野		
1	国税庁	1団体
2	地方公共団体	約1,800団体
3	上記の他、公務員給与システムを保有するすべての行政機関・関係機関	約270団体
4	源泉徴収義務者・特別徴収義務者(給与所得)	
5	4以外の法定調書提出義務者	約3,637,000団体

第1回情報保護評価SWG資料
(平成23年8月8日)

対象となりうるシステム



(注1) 上記機関は、「番号」に係る個人情報保有する機関の例として大綱等に記載されているもの。

(注2) 上記機関は、**情報保護評価の非義務付け対象者(地方公共団体及び民間事業者)を含む。**

(注3) 地方公共団体については、上記の約1,800の都道府県及び市区町村のほか、厚生福祉に関わる一部事務組合・広域連合(939団体)、職員の退職手当や公務災害に関わる一部事務組合(91団体)、税務徴収に関わる一部事務組合・広域連合(23団体)等が存在する。(「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在、総務省自治行政局地町村体制整備課)」より、内閣官房社会保障改革担当室が集計したもの)

「番号」に係る個人情報を取り扱うシステム例

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
1	総務省	人事・恩給局恩給業務課	恩給に関する業務(総務省設置法第4条第7号)	恩給事務総合システム	証書記号番号、氏名、生年月日、続柄、退職当時の階級、退職年月日、在職年数、実在職年、加算年、基礎在職年数、算出率、除算年、前証書記号番号、前証書廃止年月日、前証書廃止事由、給与起算初月、公務員の死亡年月日、支店名、職権改定年度、恩給等支給開始年月、恩給等支給終了年月、恩給等年額、家族加給者の氏名、家族加給者の員数、家族加給者の続柄、家族加給者の生年月日、関連併給恩給等記号番号、障害の程度、前恩給等の障害の程度、同順位者の員数、同順位者の生年月日、他の公的年金受給の有無、特別加算率、届出住所、支払方法、口座番号、源泉徴収の控除対象配偶者区分、扶養親族の人数、支給額、税額、差止事由、差押え額、充当設定年月日、要充当額、充当解除年月日、定期・随時区分、支払額、払渡年月日、過誤払事由、過誤払事由発生年月日、過誤払額、失権時給与金額、失権時給与金期間、住民票コード、住民票記載住所、請求書受付記号番号	80万人	職員以外(恩給受給者)の情報	・厚生労働省社会・援護局 ・日本銀行 ・株式会社ゆうちょ銀行 ・株式会社日本政策金融公庫 ・沖縄振興開発金融公庫 ・四谷税務署長及び恩給等受給者の住所所在の市町村長	・プログラムステップ数: 2,400kステップ ・サーバ台数: 6台 ・クライアント台数: 169台	・現時点において、今後の改修予定なし	個人情報の閲覧者数: 169人 個人情報の更新者数: 97人	無
2	国税庁	長官官房参事官	申告、納税に関する業務等(所得税法第120条等)	国税総合管理(KSK)システム	整理番号、氏名、生年月日、性別、住所、納税地、申告・納税額情報など	平成22年分所得税の確定申告者数: 約2,315万人	・職員以外(確定申告書提出者等)の情報	・地方公共団体 ・日本銀行 ・日本銀行歳入代理店	・サーバ: 76台 ・クライアント: 約51,000台	・当該システムの改修にかかる年間金額: 約2,554百万円(22年度予算額)	約51,000名(個人情報の閲覧及び更新はシステムによる制限あり)	ISMS取得済
3	国税庁	長官官房参事官	申告、納税に関する業務(所得税法第120条等)	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	利用者識別番号、氏名、生年月日、性別、住所、納税地、申告・納税額情報など	平成22年度の所得税申告利用件数: 約863万人	職員以外(確定申告書提出者等)の情報	・地方公共団体 ・日本銀行 ・日本銀行歳入代理店	・サーバ: 674台 ・クライアント: 約51,000台	・当該システムの改修にかかる年間金額: 約1,492百万円(22年度予算額)	・約51,000名(個人情報の閲覧及び更新はシステムによる制限あり) ・納税者、税理士等	ISMS取得済
4	厚生労働省	労働基準局	労災保険の給付など	労災行政情報管理システム	年金証書番号、氏名、性別、生年月日、住所、所属事業場、傷病年月日、労災保険等支払額、など	労災年金受給者数: 約22万人	職員以外(労災年金等受給者)の情報	・(独)環境再生保全機構 ・全国健康保険協会 船員保険部 ・(独)福祉医療機構 ・(独)労働者健康福祉機構 ・労災サポートセンター ・(財)藤田建設労務援護会	・サーバ数: 286台 ・端末台数: 10,774台 ・端末設置拠点数: 390拠点	約13億円	都道府県労働局、労働基準監督署等の職員約9800人、非常勤職員約4700人、合計約14500人	無
5	厚生労働省	職業安定局雇用保険課、労働市場センター業務室	雇用保険の給付	ハローワークシステム(雇用保険)	氏名、生年月日、性別、住所など	被保険者台帳数: 約7,300万件	職員以外(雇用保険の被保険者等)の情報	・ハローワークで活用 ・雇用保険の給付等のため会計センター等に送付	・システムを設置している拠点数: 約千箇所 ・主な端末の設置台数: 約4.5万台	約60～70億円	ハローワーク等の職員・相談員: 約3.1万人	無
6	厚生労働省	職業安定局首席職業指導官室、労働市場センター業務室	職業紹介	ハローワークシステム(職業紹介)	氏名、生年月日、性別、住所、就職についての希望、学歴、経験した仕事内容など	求職登録者数: 約267万人	職員以外(求職登録者)の情報	・ハローワークで活用				

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
7	独立行政法人 日本学生支援機構	情報部	奨学金の貸与、回収など (独立行政法人日本学生 支援機構法第13条第1項)	奨学金業務システム (奨学金貸与・返還情 報個別管理システム)	氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、世帯情報、家計 支持者の収入金額、等	合計：約530万件 貸与中：約120万件 返還中：約320万件 返還完了・免除(5年保 存)：約90万件	職員以外(奨学金の 貸与者、返還者、連 帯保証人、保証人等) の情報	・奨学金貸与業務に携わる各 学校の事務担当(所属学生の み) ・各奨学生の奨学金振込先金 融機関(振込データ) ・各返還者の返還金振替先金 融機関(振替データ) ・公金収納センターpufure(ペ イジー等)を利用した収納に係 る情報) ・財団法人日本国際教育支援 協会(機関保証加入者) ・延滞債権回収委託業者(延 滞者) ・全国銀行個人信用情報セン ター(延滞者) ・市区町村(住所調査対象者)	・プログラムステップ 数：約250万ステップ ・ホスト：1台 ・クライアント：約650台	・H24.1稼動開始予定 の新システム開発に 約15億円 ・制度変更等に伴い 毎年2億5千万円～3 億5千万円程度の改 修	庁舎内：約650人(奨 学金事業部及ぶ債権 管理部職員等) 外部：最大約14,800 校(奨学金貸与業務 に携わる各学校の事 務担当)	無
8	独立行政法人 農業者年金基金	業務部 情報管理課	・個人情報の保護に関す ること ・情報セキュリティ の確保に関すること ・被 保険者記録及び受給権者 記録の作成、整理及び保 管に関すること など (根拠法令：独立行政法人 農業者年金基金組織規程 第10条)	基幹業務記録システ ム	被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、住所、性別等	旧制度加入者：約60万人 新制度加入者：約10万人	職員以外の情報	・市町村農業委員会 ・農業協同組合 ・日本年金機構 ・国民年金基金連合会 ・農林中金 ・ゆうちょ銀行 ・税務署 等	・プログラム本数：939 本 ・業務データ容量： 約92GB ・出力帳票： 570種類 ・サーバ2 台 ・クライアント台数 約4000台(電子情報 提供システムから被保 険者、受給権者等の情 報を閲覧)	近年は改修を行って いない	職員：約40名 受託機関：約2550機 関	無
9	日本年金機構		・厚生年金保険の適用に 関する業務 ・厚生年金保険の年金の 裁定、支払に関する業務 ・厚生年金保険の保険料 の徴収に関する業務 ・厚生年金保険の記録管 理に関する業務 ・厚生年金保険の保険料 納付の実績等情報の通知 に関する業務 ・厚生年金保険に係る広 報、相談に関する業務 ・国民年金の適用に関す る業務 ・国民年金の年金の裁 定、支払に関する業務 ・国民年金の保険料の収 納、免除に関する業務 ・国民年金の記録管理に 関する業務 ・国民年金の保険料納付 の実績等情報の通知に関 する業務 ・国民年金に係る広報、相 談に関する業務	社会保険オンラインシ ステム (記録管理システム)	基礎年金番号、年金コード、氏名、生年月日、性別、住 所、厚生年金保険の資格取得・喪失年月日、標準報酬月 額、国民年金の資格取得・喪失年月日、納付記録、事業 所整理記号、事業所名称、所在地、事業主氏名、口座番 号等	国民年金被保険者数：約 2,943万人 厚生年金被保険者数：約 3,441万人 (データ件数：約19.9億件) (「被保険者数」について は平成23年6月時点、 「データ件数」については 平成21年度末時点の記録 管理システム及び基礎年 金番号管理システムの件 数)	職員以外(国民年金、 厚生年金保険被保険 者)の情報	・全国健康保険協会 ・企業年金連合会 ・国民年金基金連合会 ・農業者年金基金 ・国家公務員共済組合連合会 ・地方公務員共済組合連合会 ・日本私立学校振興・共済事 業団	・プログラムステップ 数：38Ms ・ホスト台数：13台 ・サーバ台数：65台 ・クライアント台数：約 40,000台	・年間改修件数：19件 ・年間改修量：約 228Ks ・年間金額：約15億円 (平成22年度契約実 績)	個人情報の閲覧者 数：約40,000人 個人情報の更新者 数：約25,000人	無
10	日本年金機構		・健康保険の適用、保険 料の徴収に関する業務 ・船員保険の適用、保険 料の徴収に関する業務 等 (日本年金機構法第二十 七条で日本年金機構の業 務の範囲を規定)	社会保険オンラインシ ステム (基礎年金番号管理 システム)	基礎年金番号、年金コード、氏名、生年月日、性別、住 所、加入年金制度、年金受給情報等	国民年金被保険者数：約 2,943万人 厚生年金被保険者数：約 3,441万人 年金受給者数：約3,703万 人 (データ件数：約19.9億件) (「被保険者数」について は平成23年6月時点、「受 給者数」については平成 21年度末時点、「データ件 数」については平成21年 度末時点の記録管理シス テム及び基礎年金番号管 理システムの件数)	職員以外(国民年金、 厚生年金保険被保険 者、年金受給者)の情 報	・農林漁業団体職員共済組合 ・都道府県議会議員共済会 ・市議会議員共済会 ・町村議会議員共済会 ・金融機関(銀行、信用金庫、 信用組合、労働金庫、農協、 漁協) ・市区町村				無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
11	日本年金機構		前項をご参照	社会保険オンラインシステム (年金給付システム)	基礎年金番号、年金コード、氏名、生年月日、性別、住所、年金額、改定記録の情報、支払機関コード、支払機関名、口座番号、支払額、雇用保険被保険者番号、失業給情報、介護・国保・後期高齢者保険料額、住民税額等	年金受給者数：約3,703万人 (データ件数：約4,800万件) 〔「受給者数」については平成21年度末時点、 「データ件数」については平成22年7月時点〕	職員以外(年金受給者)の情報	・厚生労働省 ・国税庁 ・企業年金連合会 ・国民年金基金連合会 ・国家公務員共済組合連合会 ・地方公務員共済組合連合会 ・日本私立学校振興・共済事業団 ・農林漁業団体職員共済組合 ・旧三公社(JR、JT、NTT) ・地方電子化協議会 ・国民健康保険中央会 ・福祉医療機構 ・日本政策金融公庫 ・沖縄振興開発金融公庫 ・日本銀行 ・ゆうちょ銀行	・プログラムステップ数：24Ms ・ホスト台数：3台 ・サーバ台数：87台 ・クライアント台数：1,371台	・年間改修件数：21件 ・年間改修量：約1,388Ks ・年間金額：約39億円 (平成22年度契約実績)	個人情報の閲覧者数：約40,000人 個人情報の更新者数：約25,000人	無
12	日本年金機構			日本年金機構間接業務システム	職員番号、基礎年金番号、健康保険番号、雇用保険被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所、支払機関名、口座番号、家族情報等	対象数：約46,000人	日本年金機構における人事・給与、労務、財務会計等の内部管理業務を行うためのシステムのため、職員のみ扱う	・各労働基準監督署 ・各公共職業安定所 ・杉並税務署 ・杉並年金事務所 ・日本年金機構健康保険組合 ・厚生労働省共済組合 ・みずほ銀行 ・各市区町村等	・プログラムステップ数：4.3Ms ・サーバ台数：42台 ・クライアント台数：約44,000台	・年間改修件数：1件 ・年間改修量：約50Ks程度 ・年間金額：約1億円 (平成22年度は稼働初年度のため、改修件数が多かったことから、平成23年度以降の改修予定件数)	個人情報の閲覧者数：約28,000人 個人情報の更新者数：約28,000人	無
13	国民年金基金連合会 ※各国民年金基金のシステムとしても一括で運用	業務資産運用部業務課	国民年金基金の共同事務処理事業に係る電子計算機組織の管理及び運用(根拠法令：国年法第120条第1項第7号、第129条～第131条、第137条の8第6号、第137条の15、第137条の17)	国民年金基金システム	加入員番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、支払機関名など	国民年金基金加入者：約58万人 総管理記録数：約150万人	職員以外(基金加入者及び受給者等)の情報	・日本年金機構 ・農業者年金基金	・プログラムステップ数：約1600Ks ・ホスト台数：1台 ・サーバ台数：7台 ・クライアント台数：171台 ※うちサーバ及びクライアント163台は下記2のシステムと共用	約1～2億円	国民年金基金システム：約10名(業務資産運用部)	無
14	国民年金基金連合会	確定拠出年金部システム管理課	個人型年金事業に係る電子計算機組織の管理及び運用(根拠法令：確定拠出年金法第67条第1項)	確定拠出年金システム	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、登録事業所番号、事業所名称、事業所所在地など	個人型年金加入者：約12万人 個人型年金運用指図者：約23万人 総管理記録数：約40万人	職員以外(加入者等)の情報	・日本年金機構 ・記録関連運営管理機関	・プログラムステップ数：約1300Ks ・ホスト台数：1台 ・サーバ台数：7台 ・クライアント台数：163台 ※うちサーバ及びクライアントは上記1のシステムと共用	約0.5～1億円	確定拠出年金システム：約8名(確定拠出年金部)	無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
15	企業年金連合会	年金サービスセンター	厚生年金基金等を短期間で脱退した人等への年金給付など(根拠法令:厚生年金保険法第159条等)	年金通算システム	基礎年金番号、連合会年金証書番号、氏名、性別、生年月日、住所、支払機関名など	中途脱退者数:約2,795万人 受給者数:約494万人	職員以外(中途脱退者及び受給者)の情報	・日本年金機構 ・厚生年金基金 ・確定給付企業年金 ・確定拠出年金 ・税務署 ・市区町村等	・プログラムステップ数:200万ステップ(COBOL) ・サーバ(ホスト)1台 ・クライアント 約330台	約6億円 (直近3年の平均) ※その大部分は項番1年金通算システムに該当する。	個人情報の閲覧者数:約330人 個人情報の更新者数:約320人	ISMS取得済
16	企業年金連合会	年金サービスセンター	厚生年金基金等を短期間で脱退した人等への年金給付など(根拠法令:厚生年金保険法第159条等)	裁定請求書イメージワークフローシステム(SIS)	基礎年金番号、連合会年金証書番号、氏名、性別、生年月日、住所、支払機関名など	中途脱退者数:約2,795万人 受給者数:約494万人	職員以外(中途脱退者及び受給者)の情報	外部提供なし	・プログラムステップ数:20.5万ステップ(VB) ・サーバ7台 ・クライアント 85台		個人情報の閲覧・更新者数:約85人	ISMS取得済
17	企業年金連合会	年金サービスセンター	厚生年金基金等を短期間で脱退した人等への年金給付など(根拠法令:厚生年金保険法第159条等)	Webによる中途脱退者照会システム	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、厚生年金基金加入員番号、電話番号、メールアドレスなど	中途脱退者数:約2,795万人 受給者数:約494万人	職員以外(中途脱退者及び受給者)の情報	外部提供なし	・プログラムステップ数:1.1万ステップ(Java) ・サーバ4台 ・クライアント 11台		システム利用者数:約10人	ISMS取得済
18	企業年金連合会	年金サービスセンター	厚生年金基金等を短期間で脱退した人等への年金給付など(根拠法令:厚生年金保険法第159条等)	国の被保険者記録と中途脱退者等の記録の突合検索システム	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、資格記録など	中途脱退者数:約2,795万人 受給者数:約494万人	職員以外(中途脱退者及び受給者)の情報	・日本年金機構 ・厚生年金基金	・プログラムステップ数:68万ステップ(Java) ・サーバ3台 ・クライアント26台		個人情報の閲覧者数:約26人	ISMS取得済
19	企業年金連合会	年金サービスセンター	厚生年金基金等を短期間で脱退した人等への年金給付など(根拠法令:厚生年金保険法第159条等)	加入員台帳等検索システム	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、資格記録など	中途脱退者数:約2,795万人 受給者数:約494万人	職員以外(中途脱退者及び受給者)の情報	外部提供なし	・プログラムステップ数:1.5万ステップ(Java) ・サーバ3台 ・クライアント約70台		個人情報の閲覧者数:約70人	ISMS取得済
20	企業年金連合会	数理部	解散基金加入員における最低責任準備金検証業務(根拠法令:厚生年金保険法第161条第1項)	解散事務処理システム	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日など	解散基金加入員及び解散基金の中途脱退者等(その都度、解散基金の規模による。過去最大13万人)	厚生年金基金が解散し、連合会に記録が移換される人	外部提供なし	クライアント台数:3台	－	データ修正等:約3名 照会等業務:約3名	ISMS取得済
21	企業年金連合会	数理部	代行返上業務における最低責任準備金等検証業務(根拠法令:確定給付企業年金法附則第3条第1項)	代行返上事務処理システム	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日など	代行返上による確定給付企業年金の加入員及び代行返上による確定給付企業年金の中途脱退者等(その都度、解散基金の規模による。過去最大36万人)	代行返上した基金から国に記録を移換される人	・日本年金機構	クライアント台数:6台 サーバ台数:2台	－	データ修正等:約6名 照会等業務:約6名	ISMS取得済
22	企業年金連合会	総務部総務課	給与支払業務	給与計算システム	職員番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、支払金融機関、扶養家族に関する情報、給与に関する情報(号俸等)など	給与支払者(9年分):約3万件	給与の支払システムのため連合会で雇用している者の情報のみ扱う	・総務部経理課(FB送信FD)	・市販パッケージ ・スタンドアロン	・給与制度変更や税制等の法律改正があった場合、改修 ・改修費用は保守費用で対応(年間211万円)	データ修正等:1名	ISMS取得済
23	企業年金連合会	総務部ISMS・BCMS担当	災害時安否確認・緊急連絡	安否確認システム	職員番号、氏名、メールアドレス	適用者数:約200人	職員の安否確認システムのため、職員の情報のみ扱う	外部提供なし	ASPサービス※ソフトウェア・サーバーを「レンタル」し、利用者数、利用期間に応じた利用料を支払い利用。	－	情報発信者:4名 情報受信者:200名	ISMS取得済

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
24	国家公務員共済組合連合会	年金部 資格管理課	年金給付業務 (根拠法令:国家公務員共済組合法)	組合員管理システム	・基本情報(長期組合員番号・基礎年金番号・氏名・生年月日・性別等情報)・昭和61年3月以前期間情報・昭和61年3月以前発令俸給情報・施行法7条期間情報・昭和61年4月以降の期間情報・昭和61年4月以降の標準報酬情報・平成15年4月以降の標準期末手当等情報・被扶養配偶者歴情報・養育保障情報・	適用者数: 約250万人	職員を含む国共済加入者(昭和61年4月以降の退職者を含む)の情報	・日本年金機構 ・日本私立学校振興・共済事業団	ステップ数:約24万ステップ	不明	個人情報の閲覧者数:153人 個人情報の更新者数:11人	無
25	国家公務員共済組合連合会	年金部 給付課 年金支給課	年金給付業務 (根拠法令:国家公務員共済組合法)	年金受給権者管理システム	基本情報(年金証書番号・基礎年金番号氏名・生年月日・性別等情報)・従前基礎情報・従前改定歴情報・計算基礎情報・加給情報・雇用保険情報・被用者年金制度加入情報・併給番号情報・支給額控除情報・税表情報・控除返還歴情報・住所金融機関歴情報・組合員期間情報・昭和61年3月以前の俸給情報・昭和61年4月以降の標準報酬情報(期末手当含む)・支給歴情報	適用者数: 約150万人	職員以外(年金受給者)の情報	・日本年金機構 ・日本私立学校振興・共済事業団 ・地方共済組合 ・国保中央会 ・地方自治情報センター ・東京国税局 ・地方税電子化協議会	・ステップ数:約267万ステップ	不明	個人情報の閲覧者数:153人 個人情報の更新者数:77人	無
26	国家公務員共済組合連合会	年金部 給付課 年金支給課	年金給付業務 (根拠法令:国家公務員共済組合法)	待機者管理システム	基本情報(待機番号・氏名・生年月日・性別等情報)・在職情報・発令俸給情報(1年俸給)・発令俸給情報(3年俸給)	適用者数: 約90万人	職員以外(国共済加入者で昭和61年3月以前の退職者)の情報	・日本年金機構	・ステップ数:約3万ステップ	不明	個人情報の閲覧者数:153人 個人情報の更新者数:36人	無
27	国家公務員共済組合連合会	特定事業部 旧令年金課	旧令年金の給付に関する業務 (根拠法令:旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法)	旧令年金システム	年金証書記号番号、氏名、性別、生年月日、住所、支払機関、年金額、扶養状況	適用者数: 約28,000人	職員以外の情報(年金受給者の情報)	外部提供なし	・ステップ数:16万ステップ	不明	個人情報の閲覧者数:4人 個人情報の更新者数:2人	無
28	国家公務員共済組合連合会	特定事業部 旧令年金課	ガス障害者に対する諸手当の支給業務 (根拠法令:ガス障害者救済のための特別措置要綱)	ガスシステム	手当番号、氏名、性別、生年月日、住所、支払機関、手当金額	適用者数: 約1,000人	職員以外の情報(ガス障害者の情報)	外部提供なし	・ステップ数:1万ステップ	不明	個人情報の更新者数:1人	無
29	国家公務員共済組合連合会	年金部 給付課 年金支給課	年金給付にかかる生存確認業務 (根拠法令:国家公務員共済組合法)	住基ネットワークシステムとの生存確認システム	氏名、性別、生年月日、住所、生存状況	適用者数: 約130万人	職員以外の情報(年金受給者の情報)	・地方自治情報センター	・ステップ数:約3万ステップ	不明	個人情報の閲覧者数:39人	無
30	国家公務員共済組合連合会	特定事業部 旧令年金課	旧令年金給付にかかる生存確認業務 (根拠法令:旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第21条関係)	住基ネットワークシステムとの生存確認システム	氏名、性別、生年月日、住所、生存状況	適用者数: 約1,300人	職員以外の情報(年金受給者の情報)	・地方自治情報センター	・ステップ数:約5千ステップ	不明	個人情報の閲覧者数:1人	無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
31	地方公務員共済組合連合会	年金業務部年金課	長期給付に関する事務 (根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項)	年金事務機械処理標準システム	◎本システムの開発及び保守は地方公務員共済組合連合会が行い、本システムの運用にあつては各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が行っているところである。 したがって、次に掲げる個人情報は、各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が保有・管理しており、地方公務員共済組合連合会では個人情報を保有していない。 ○年金受給権者、組合員及び年金待機者 年金証書記号番号、給料記録番号、氏名、生年月日、続柄、住所、電話番号、所属所番号、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、組合員期間情報、給料・期末手当等情報、障害等級、住民票コード(住民票コードは年金受給権者のみ。) ○加給年金額対象者 氏名、性別、生年月日、続柄、障害等級、基礎年金番号 ○元組合員 氏名、性別、生年月日、死亡年月日、障害等級、基礎年金番号 ○その他 年金支払金融機関情報、口座名義人、決定年金額・支給年金額等、身上停止情報、併給調整情報、扶養親族等の情報、退職年月日、送付先住所、年金支払未済時の金融機関情報及び住所、遺族氏名、遺族の続柄、遺族同順位者人数、平均給料月額、平均給与月額、給付制限事由、離婚に関する情報	年金受給権者数:約173万人 年金待機者数:約70万人 組合員数:194万人 計約437万人 (ただし、公立学校共済組合年金受給権者、年金待機者及び組合員を除く) (平成21年度地方公務員共済組合等事業年報他)	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)の年金受給権者、組合員及び年金待機者と、これらの被扶養者の情報	・地方公務員共済組合連合会年金業務部業務課 ・取引金融機関 ・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)	・プログラムステップ数:約100万ステップ ・ホスト台数:4台	・年間平均改修件数:25件 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる改修金額:約2億円 (平成20年度～平成22年度の平均)	約900人 (公立学校共済組合を除いた、年金事務担当者の数)	無
32	地方公務員共済組合連合会	年金業務部年金課	長期給付に関する事務 (根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項)	年金相談システム	◎本システムの開発及び保守は地方公務員共済組合連合会が行い、本システムの運用にあつては各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が行っているところである。 したがって、次に掲げる個人情報は、各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が保有・管理しており、地方公務員共済組合連合会では個人情報を保有していない。 所属所番号、氏名、性別、生年月日、年齢、障害等級 被扶養者氏名、性別、生年月日、障害等級 元組合員氏名、性別、生年月日 給料・期末手当等情報 年金額に関する情報 扶養親族申告書の内容 既給一時金の情報 離婚相手の氏名、性別、給料記録番号、生年月日、基礎年金番号、給料・期末手当等情報 基礎年金改定情報 基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、年金額に関する情報、年金証書記号番号、年金手帳記号番号	(年金額の試算時だけ個人情報を読み込むが、常時保有していない。)	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)の組合員及び受給権者の情報	外部提供なし	・プログラムステップ数:約44万2千ステップ ・クライアント約550台 (当システムは、クライアントに直接導入するため、サーバでは稼働しない。)	・平均年間3回程度の改修 ・改修金額:約800万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	約900人 (公立学校共済組合を除いた、年金事務担当者の数)	無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
33	地方公務員共済組合連合会	年金業務部年金課	長期給付に関する事務 (根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項)	基礎年金番号事務処理システム	◎本システムの開発及び保守は地方公務員共済組合連合会が行い、本システムの運用にあつては各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が行っているところである。 したがって、次に掲げる個人情報は、各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が保有・管理しており、地方公務員共済組合連合会では個人情報を保有していない。 現職者記録番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、給料記録番号、通知番号、住所、年金証書記号番号、障害等級、決定年金額、支給年金額、雇用保険被保険者番号、被扶養配偶者(氏名、生年月日、続柄、障害等級)、加給年金対象者(氏名、生年月日、続柄、障害等級)	年金受給権者数:約173万人 年金待機者数:約70万人 組合員数:194万人 計約437万人 (ただし、公立学校共済組合年金受給権者、年金待機者及び組合員を除く) (平成21年度地方公務員共済組合等事業年報他)	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)の組合員、年金受給権者及び年金待機者の情報	・地方公務員共済組合連合会 年金業務部業務課	・プログラムステップ数:約23万4千ステップ ・サーバ:約120台 ・クライアント:204台	・年間改修件数:3件 ・年間改修量(改修したプログラムステップ数):不明 ・当該システムの改修にかかる年間金額:850万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	約900人 (公立学校共済組合を除いた、年金事務担当者の数)	無
34	地方公務員共済組合連合会	年金業務部年金課	長期給付に関する事務 (根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項)	所得制限事務処理システム	◎本システムの開発及び保守は地方公務員共済組合連合会が行い、本システムの運用にあつては各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が行っているところである。 したがって、次に掲げる個人情報は、各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が保有・管理しており、地方公務員共済組合連合会では個人情報を保有していない。 基礎年金番号、年金証書記号番号、整理区分コード(所属所番号)、氏名、生年月日 厚生年金、私学共済、議員の加入記録 厚生年金、私学共済、議員加入中の給与及び賞与	年金受給権者数:約173万人	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)の受給権者の情報	・地方公務員共済組合連合会 年金業務部業務課	・プログラムステップ数:約3万7千ステップ ・サーバ約70台 ・クライアント約120台	・平均年1回程度の改修 ・改修費用:約100万円(保守費含む) (平成20年度～平成22年度の平均)	約900人 (公立学校共済組合を除いた、年金事務担当者の数)	無
35	地方公務員共済組合連合会	年金業務部年金課	長期給付に関する事務 (根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項)	遺族共済年金情報交換支援システム	◎本システムの開発及び保守は地方公務員共済組合連合会が行い、本システムの運用にあつては各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が行っているところである。 したがって、次に掲げる個人情報は、各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が保有・管理しており、地方公務員共済組合連合会では個人情報を保有していない。 基礎年金番号、年金証書記号番号、氏名、生年月日、性別、年金額情報、元組合員との続柄	年金受給権者数:約173万人	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)の65歳以上の遺族共済年金の見直しを行う年金受給権者の情報	・地方公務員共済組合連合会 年金業務部業務課	・プログラムステップ数:約10万3千ステップ ・サーバ:約120台 ・クライアント:151台	・年間改修件数:2件 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる年間金額:700万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	約900人 (公立学校共済組合を除いた、年金事務担当者の数)	無
36	地方公務員共済組合連合会	年金業務部年金課	長期給付に関する事務 (根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項、地方公務員等共済組合法施行規程第156条の2第2項)	住民基本台帳ネットワーク利用システム	◎本システムの開発及び保守は地方公務員共済組合連合会が行い、本システムの運用にあつては各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が行っているところである。 したがって、次に掲げる個人情報は、各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)が保有・管理しており、地方公務員共済組合連合会では個人情報を保有していない。 氏名、性別、生年月日、住所、生存状況、住民票コード、組合番号	年金受給権者数:265万人	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む)の年金受給権者の情報	・LASDEC(生存の確認)	・プログラムステップ数:約7万6千ステップ ・サーバ台数:2台 ・クライアント台数:75台(NO.7のシステムと共用)	・年間平均改修件数:1件 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる改修金額:約1,000万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	約400人	無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象 数	⑥は、専ら職員のみ が対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する 人数	ISMS等取得の 有無(注1)
37	地方公務員共済 組合連合会	年金業務部業務課	注2	特別徴収システム	市町村コード、特別徴収義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、氏名、住所、支給年金額、特別徴収保険料(税)額、年金証書記号番号	年金受給権者数(退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金、障害共済年金、遺族共済年金):約80万人	各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会)の年金受給権者の情報	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・各地方公務員共済組合電算委託先 ・国民健康保険中央会 ・地方税電子化協議会	・プログラムステップ数:20万ステップ ・サーバ:13台(3台:専用サーバ、10台:No.9～12のシステムと共用) ・クライアント:75台(No.6、12のシステムと共用)	・年間改修件数:1回程度 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる年間金額:約2,000万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	約400人	無
38	地方公務員共済 組合連合会	年金業務部業務課	長期給付に関する事務(根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第3項、同法第144条の25の2、同法施行規則第11条の7の2第2号)、国民年金法第108条、厚生年金法第100条の2	遺族年金情報交換システム	基礎年金番号、年金コード、年金証書記号番号、氏名、生年月日、性別、被保険者基礎年金番号、基本年金額、職域加算額、経過的寡婦加算額、繰下げ加算額、続柄(本人、死亡被保険者との)、職域加算の繰下げ加算額等	年金受給権者数:約265万人のうち、対象者情報交換件数H22約43万件	年金受給権者の情報	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・各共済組合電算委託先 ・日本年金機構 ・国家公務員共済組合連合会 ・日本私立学校振興・共済事業団	・プログラムステップ数:約7千ステップ ・サーバ:13台(3台:専用サーバ、10台:No.7のシステムと共用)	・年間改修件数:4件 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる年間金額:約2,400万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	委託先 約10人	無
39	地方公務員共済 組合連合会	年金業務部業務課	—	情報交換データ電送システム	38,40,41,42のシステム	年金受給権者数:約265万人、組合員数:約291万人、被扶養配偶者数:約81万人 年金待機者数:97万人	組合員、被扶養配偶者、年金受給権者及び年金待機者の情報	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・各共済組合電算委託先	・プログラムステップ数:約9万ステップ ・サーバ:13台(3台:専用サーバ、10台:No.7のシステムと共用) ・クライアント:75台(No.7のシステムと共用)	(平成20年度～平成22年度の平均)	個人情報の送受信者及び委託先 約150人	無
40	地方公務員共済 組合連合会	年金業務部業務課	注3	基礎年金支払代行システム	基礎年金番号、年金コード、進達番号、受給権者氏名、性別、生年月日、住所、続柄、金融機関名、店舗名(本・支店名)、口座番号、通帳記号番号、郵便局名、振込金額、支払額、所得税額、介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額、住民税額、差引支給額、年金額、支給停止額、支払年金額、年金証書記号番号、障害等級、傷病名コード、診断書コード、加算額対象者(氏名、生年月日、続柄、障害)、元組合員氏名、元組合員の生年月日、他年金証書番号、国民年金手帳記号番号、厚生年金保険手帳記号番号、厚生年金(船員)保険手帳記号番号、共済組合期間、未支給請求者(氏名、住所)、基本額、繰上げ減算額、繰下げ加算額、振替加算(子)加算額等	年金受給権者数:約265万人(主に共済払いの基礎年金受給権者 H23.2定期支払期約33万件)	年金受給権者の情報	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・取引金融機関 ・日本年金機構	・プログラムステップ数:約42,000ステップ ・ホスト:1台	・年間改修件数:4件 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる年間金額:約2,400万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	委託先 約10人	無
41	地方公務員共済 組合連合会	年金業務部業務課	注4	基礎年金番号情報交換システム	基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、整理区分コード、通知番号(給料記録番号等共済組合員番号、年金証書記号番号)、年金の種類、被扶養配偶者情報(基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等)、年金額、改定後の年金額、雇用被保険者番号、変更後の氏名、訂正後の生年月日、訂正後の性別、変更後の住所、基礎年金の年金証書記号番号、障害等級、組合員の基礎年金番号、改定後の年金額、改定後の障害等級、加給年金額対象者(氏名、生年月日、続柄、変更前氏名、訂正前生年月日、障害表示)、変更後の基礎年金番号等	年金受給権者数:約265万人、組合員数:約291万人、被扶養配偶者数:約81万人 年金待機者数:97万人	組合員、被扶養配偶者、年金受給権者及び年金待機者の情報	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・各共済組合電算委託先 ・日本年金機構	・プログラムステップ数:約2万ステップ ・サーバ:13台(3台:専用サーバ、10台:No.7のシステムと共用)	・年間改修件数:4件 ・年間改修ステップ数:不明 ・当該システムの改修にかかる年間金額:約2,400万円 (平成20年度～平成22年度の平均)	委託先 約10人	無
42	地方公務員共済 組合連合会	年金業務部業務課	注5	給与・賞与情報交換システム	被保険者基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、通知番号、整理区分コード、資格記録(年月日、種別、月額、原因)、賞与記録(賞与支払年月日、種別、標準賞与額、原因)等	年金受給権者数:約265万人のうち、対象者情報交換件数H23.2約80万件	年金受給権者の情報	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・各共済組合電算委託先 ・日本年金機構 ・日本私立学校振興・共済事業団	・プログラムステップ数:約8千ステップ ・サーバ:13台(3台:専用サーバ、10台:No.7のシステムと共用)		委託先 約10人	無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
43	地方公務員共済組合連合会	年金業務部業務課	注3	基礎年金事務機械処理システム	進達番号、基礎年金番号・年金コード、年金証書記号番号、氏名、生年月日、年金額等	年金受給権者数：約265万人(主に共済払いの基礎年金受給権者 H23.2定期支払期約33万件)	年金受給権者	・各地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会含む) ・日本年金機構	・プログラムステップ数：約12万2千ステップ ・サーバ1台 ・クライアント2台	・年間改修件数：1件 ・年間改修量：1回 ・年間改修ステップ数：約12万2千ステップ ・当該システムの改修にかかる年間金額：約1,300万円 (平成21年度のみ)	業務課職員6人	無
44	日本私立学校振興・共済事業団	業務部資格課	短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金事業)、における適用業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	資格システム	基本情報(加入者番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所等)、期間情報、給与情報、賞与情報、被扶養者情報、長期継続情報、通算協定情報、離婚分割情報等	適用者数：約209万人	職員を含む私学共済制度(短期・長期)加入者の情報	・日本年金機構 ・国家公務員共済組合連合会 ・地方公務員共済組合連合会 ・社会保険診療報酬支払基金	ホスト系 ・ステップ数：約119万ステップ	不明	閲覧者数：309人 更新者数：36人	無
45	日本私立学校振興・共済事業団	業務部掛金課	短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金事業)、における徴収業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	掛金システム	対象者情報(加入者番号、続柄、生年月日)、育児休業情報、介護除外情報等	適用者数：約38,000人	職員を含む私学共済制度(短期・長期)加入者の情報	外部提供なし	ホスト系 ・ステップ数：約27万ステップ	不明	閲覧者数：241人 更新者数：11人	無
46	日本私立学校振興・共済事業団	教務部資格課 業務部掛金課	短期給付事業(医療保険)の任意継続加入者にかかる業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	任継システム	加入者番号、任意継続期間情報、任意継続給与情報、送金先情報等	任意継続加入者：約2万人	職員を含む私学共済制度(短期)任意継続加入者の情報	外部提供なし	ホスト系 ・ステップ数：約14万ステップ	不明	閲覧者数：309人 更新者数：47人	無
47	日本私立学校振興・共済事業団	年金部年金第一課 年金部年金第二課	年金給付業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	年金決定システム	基本情報(年金証書記号番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別等)、算定期間、裁定要件、年金額改定情報、停止要件、支給額改定情報、加給年金額情報、雇用保険番号、他制度被用者年金加入所得情報、他制度遺族・退職給付年金額情報、併給情報、通算協定情報、障害再認定情報	適用者数：約37万人	職員を含む私学共済制度(長期)年金受給権者の情報	・日本年金機構 ・国家公務員共済組合連合会 ・地方公務員共済組合連合会 ・国保中央会 ・地方自治情報センター ・日本政策金融公庫	ホスト系 ・ステップ数：約142万ステップ	不明	閲覧者数：303人 更新者数：53人	無
48	日本私立学校振興・共済事業団	年金部年金第一課 年金部年金第二課	年金給付業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	年金支払システム	年金管理番号、年金支給情報、扶養申告情報、源泉徴収情報、過払債権管理情報、特別徴収情報、退職一時金返還情報	適用者数：約37万人	職員を含む私学共済制度年金受給権者の情報	・国税庁 ・地方税電子化協議会 ・金融機関	ホスト系 ・ステップ数：約33万ステップ	不明	閲覧者数：303人 更新者数：53人	無
49	日本私立学校振興・共済事業団	年金部年金第一課 年金部年金第二課	年金給付業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	年金受給者管理システム	年金管理番号、国内住所・外国住所・送金先、特別徴収情報、基礎年金番号情報交換情報、通算協定情報、併給情報	適用者数：約37万人	職員を含む私学共済制度年金受給権者の情報	・日本年金機構 ・地方税電子化協議会	ホスト系 ・ステップ数：約67万ステップ	不明	閲覧者数：303人 更新者数：53人	無
50	日本私立学校振興・共済事業団	年金部年金第一課 年金部年金第二課	年金給付業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	一時金システム	加入者番号、一時金裁定・支給情報、退職一時金返還情報	適用者数：約34万人	職員を含む私学共済制度加入者一時金裁定支給の情報	外部提供なし	ホスト系 ・ステップ数：約10万ステップ	不明	閲覧者数：303人 更新者数：53人	無
51	日本私立学校振興・共済事業団	年金部年金第一課 年金部年金第二課	年金給付にかかる生存確認業務(根拠法令：私立学校教職員共済法)	住基ネットワークシステムとの生存確認システム	氏名・生年月日・性別・住所・生存確認情報	適用者数：約37万人	職員を含む私学共済制度年金受給権者の情報	・地方自治情報センター	ホスト系 ・ステップ数：約1.5万ステップ	不明	閲覧者：15名	無

No.	組織に関する情報			システムに関する情報								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	機関名 (省庁名等)	部局名	所管業務名	システム名	保有する個人情報の種類	保有する個人情報の対象数	⑥は、専ら職員のみが対象か否か	⑤についての外部提供先	システムの規模	開発・改修	システムを利用する人数	ISMS等取得の有無(注1)
52	日本私立学校振興・共済事業団	数理統計室	短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金事業)、における統計業務(根拠法令:私立学校教職員共済法)	統計システム	加入者番号、氏名、生年月日、短期給付決定情報、長期給付決定情報等	適用者:約51万人 年金者数:約37万人 に関する適用情報、短期給付情報、長期給付情報	職員を含む私学共済制度(短期・長期)加入者の情報	外部提供なし	ホスト系 ・ステップ数:約45万ステップ	不明	閲覧者:7名	無
53	日本私立学校振興・共済事業団	業務部短期給付課	医療給付業務(根拠法令:私立学校教職員共済法)	短期給付システム	対象者情報(加入者番号、続柄、生年月日等)、短期給付決定情報、レセプト情報、医療助成対象者情報、特定疾病対象者情報、第三者加害情報等	適用者数:約34万人 レセプト情報:約80万件/月	職員を含む私学共済制度(短期)加入者の情報	外部提供なし	ホスト系 ・ステップ数:約52万ステップ	不明	閲覧者数:282人 更新者数:34人 レセプト情報閲覧者:35人	無
54	日本私立学校振興・共済事業団	財務部経理第二課	短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金事業)、における支払業務(根拠法令:私立学校教職員共済法)	経理システム	加入者番号、年金管理番号、給付種別、給付金額、支払年月日、送金先金融機関等	支払件数:約275万件	職員を含む私学共済制度(短期・長期)加入者の情報	・金融機関	オープン系 ・サーバ3台 ・ステップ数:約73万ステップ	不明	閲覧者数:9人 更新者数:9人	無
55	農林漁業団体職員共済組合	企画部企画課	特例年金給付等に関する審査業務(根拠法令:平成13年統合法附則第25条第3項)	共済システム	住所、氏名、性別、生年月日、組合員番号、基礎年金番号、年金証書番号、年金証書の記号・番号、支給停止事由発生生年月日、傷害補償の受給権取得年月日、資格取得・退職年月日、標準給与月額、賞与情報、支払機関名、年金受取口座番号、住民票コード、年金額、年金支給額	保有個人情報者数:223万人 年金受給者数:40万人	職員以外の情報(特例年金受給権者・待機者情報、特例年金受給者情報)	・日本年金機構 ・地方自治情報センター ・総務省年金記録確認第三者委員会(年金事務所) ・都道府県又は市区町村 ・税務署 ・金融機関	・プログラムステップ数:208万ステップ ・スクリプトステップ数:144万ステップ ・サーバ(ホスト)台数:14台 ・クライアント台数:89台	不明	個人情報の閲覧者数:89人 個人情報の更新可能者数:38人	無
56	農林漁業団体職員共済組合	総務部人事課	職員給与に関する業務(根拠法令:農林漁業団体職員共済組合内規)	人事システム	個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、報酬・給与額、賞与額、源泉徴収税額、市町村コード、健康保険番号、厚生年金番号、雇用保険番号、給与振込金融機関、扶養控除等の家族情報	保有個人情報者数:300人	職員の人事システムのため、職員の情報のみ扱う	・金融機関 ・健康保険組合 ・年金事務所 ・税務署 ・住民税納付先の市区町村	・プログラムステップ数:-万ステップ ・サーバ(ホスト)台数:2台 ・クライアント台数:2台	不明	個人情報の閲覧者数:4人 個人情報の更新可能者数:3人	無

※上記のシステムについては、当室とのヒアリングを行った機関のシステムを掲載しており、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムの一例を示しているものである。

注1：ISMS取得とは、ISMS適合性評価制度(組織の情報セキュリティ管理に関する仕組みを、第三者(評価機関)が評価し、その評価結果を認証機関が認証する制度)において、認証機関により認定を受けていることを指す。

注2：長期給付に関する事務(根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第3項、地方公務員等共済組合法施行規則第11条の7の2) 介護保険法第134条、第136条～第138条、第140条及び第141条、国民健康保険法第76条の4(介護保険法の準用)、高齢者の医療の確保に関する法律第110条(介護保険法の準用)、地方税法第321条の7の3、第321条の7の5～第321条の7の8、第718条の3～第718条の9、地方税法施行令第48条の9の13、第48条の9の14、第56条の89の9、第56条の89の10

注3：長期給付に関する事務(根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第5号)、国民年金法附則第9条の4、国民年金法施行令第1条第1項、第15条第1項 共済組合員に係る基礎年金の給付事務の実施に関する共済組合等と社会保険庁との協定 共済組合員に係る基礎年金の給付事務実施要綱の実施に関する共済組合等と社会保険庁と覚書 共済払いの基礎年金の支払に関する事務の実施に関する地方公務員共済組合等及び地方公務員共済組合連合会並びに社会保険庁との協定書 住民基本台帳法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供を受けることができない基礎年金の受給権者等に係る届書に関する取扱いについての了解事項

注4：長期給付に関する事務(根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第3項、同法施行規則第11条の7の2第3号)、国民年金法第3条 基礎年金番号を基本とした情報交換の実施に関する協定 基礎年金番号を基本とした情報交換の実施に関する協定に係る確認事項

注5：長期給付に関する事務(根拠法令:地方公務員等共済組合法第38条の2第3項、同法第144条の25の2、同法施行規則第11条7の2第1号)、国民年金法第108条、厚生年金法第100条の2 社会保険庁が保有する厚生年金保険被保険者記録の提供に関する覚書 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合連合会と日本私立学校振興・共済事業団との間の組合員記録及び加入者等記録の提供に関する覚書

情報保護評価の対象となりうる機関の加入者数等

別紙 2

※ 下記は加入者数等であり、しきい値評価の基準案である対象者数(扶養者等も対象となりうる)とは異なる。

※ 下記の機関は、別紙1の対象となりうる機関のうち100団体以下の機関(国民健康保険団体連合会除く)について記載している。なお、**下記の機関が情報保護評価の対象とは決定していない。**

iii 情報保護評価(全項目評価)の対象となりうるもの	10万人以上
-----------------------------	--------

ii 情報保護評価(重点項目評価)の対象となりうるもの	1万人以上10万人未満
-----------------------------	-------------

その他	1万人未満
-----	-------

	人数(万人)
日本年金機構(国民年金被保険者数)	2,943
日本年金機構(厚生年金被保険者数)	3,441
国民年金基金連合会(国民年金基金加入者数)	58
国民年金基金(現在加入員数、平成21年度)	
北海道国民年金基金	1.1
青森県国民年金基金	0.4
岩手県国民年金基金	0.4
宮城県国民年金基金	0.6
秋田県国民年金基金	0.3
山形県国民年金基金	0.5
福島県国民年金基金	0.6
茨城県国民年金基金	1.4
栃木県国民年金基金	0.7
群馬県国民年金基金	0.7
埼玉県国民年金基金	2.9
千葉県国民年金基金	2.4
東京都国民年金基金	6.2
神奈川県国民年金基金	2.8
新潟県国民年金基金	0.8
富山県国民年金基金	0.5
石川県国民年金基金	0.5
福井県国民年金基金	0.4
山梨県国民年金基金	0.5
長野県国民年金基金	0.8
岐阜県国民年金基金	1.0
静岡県国民年金基金	1.8

	人数(万人)
愛知県国民年金基金	3.6
三重県国民年金基金	0.8
滋賀県国民年金基金	0.5
京都府国民年金基金	0.9
大阪府国民年金基金	3.5
兵庫県国民年金基金	1.9
奈良県国民年金基金	0.7
和歌山県国民年金基金	0.5
鳥取県国民年金基金	0.3
島根県国民年金基金	0.3
岡山県国民年金基金	0.6
広島県国民年金基金	0.9
山口県国民年金基金	0.5
徳島県国民年金基金	0.3
香川県国民年金基金	0.5
愛媛県国民年金基金	0.4
高知県国民年金基金	0.4
福岡県国民年金基金	1.6
佐賀県国民年金基金	0.3
長崎県国民年金基金	0.4
熊本県国民年金基金	0.5
大分県国民年金基金	0.4
宮崎県国民年金基金	0.3
鹿児島県国民年金基金	0.4
沖縄県国民年金基金	0.3
歯科医師国民年金基金	1.0

	人数(万人)
全国農業みどり国民年金基金	1.5
貨物軽自動車運送業国民年金基金	0.2
全国社会保険労務士国民年金基金	0.1
日本医師・従業員国民年金基金	0.8
漁業者国民年金基金	0.3
日本薬剤師国民年金基金国民年金基金	0.1
日本税理士国民年金基金	0.5
土地家屋調査士国民年金基金	0.3
司法書士国民年金基金	0.3
全国建設技能者国民年金基金	0.3
日本弁護士国民年金基金	0.9
全日本電気工事業国民年金基金	0.4
日本柔道整復師国民年金基金	0.7
全国個人タクシー国民年金基金	0.1
全国左官業国民年金基金	0.1
公認会計士国民年金基金	0.1
全国板金業国民年金基金	0.1
歯科技工士国民年金基金	0.3
自動車整備国民年金基金	0.2
日本建築業国民年金基金	0.5
全国損害保険代理業国民年金基金	0.1
全国クリーニング業国民年金基金	0.2
日本麺類飲食業国民年金基金	0.2
鍼灸マッサージ師等国民年金基金	0.2
企業年金連合会(中途脱退者数)	2,795
石炭鉱業年金基金(加入者数)	1

※ 下記は加入者数等であり、しきい値評価の基準案である対象者数(扶養者等も対象となりうる)とは異なる。

※ 下記の機関は、別紙1の対象となりうる機関のうち100団体以下の機関(国民健康保険団体連合会除く)について記載している。なお、**下記の機関が情報保護評価の対象とは決定していない。**

iii 情報保護評価(全項目評価)の対象となりうるもの	10万人以上	ii 情報保護評価(重点項目評価)の対象となりうるもの	1万人以上10万人未満	その他	1万人未満
	人数(万人)		人数(万人)		人数(万人)
国家公務員共済組合(組合員数)		札幌市職員共済組合	1	富山県市町村職員共済組合	1
国家公務員共済組合連合会(適用者数)	250	川崎市職員共済組合	1	石川県市町村職員共済組合	1
衆議院共済組合	0.3	横浜市職員共済組合	3	福井県市町村職員共済組合	1
参議院共済組合	0.1	名古屋市職員共済組合	3	山梨県市町村職員共済組合	1
内閣共済組合	0.9	大阪市職員共済組合	4	長野県市町村職員共済組合	3
総務省共済組合	0.7	神戸市職員共済組合	2	岐阜県市町村職員共済組合	2
法務省共済組合	3	広島市職員共済組合	1	静岡県市町村職員共済組合	4
外務省共済組合	0.6	北九州市職員共済組合	0.9	愛知県市町村職員共済組合	2
財務省共済組合	8	福岡市職員共済組合	1	三重県市町村職員共済組合	2
文部科学省共済組合	16	全国市町村職員共済組合連合会(適用者数)	104	滋賀県市町村職員共済組合	2
厚生労働省共済組合	3	北海道都市職員共済組合	2	京都府市町村職員共済組合	1
農林水産省共済組合	3	仙台市職員共済組合	1	兵庫県市町村職員共済組合	4
経済産業省共済組合	1	愛知県都市職員共済組合	3	奈良県市町村職員共済組合	2
国土交通省共済組合	7	北海道市町村職員共済組合	4	和歌山県市町村職員共済組合	2
防衛省共済組合	26	青森県市町村職員共済組合	2	鳥取県市町村職員共済組合	0.7
裁判所共済組合	3	岩手県市町村職員共済組合	2	島根県市町村職員共済組合	1
会計検査院共済組合	0.1	宮城県市町村職員共済組合	2	岡山県市町村職員共済組合	2
刑務共済組合	2	秋田県市町村職員共済組合	2	広島県市町村職員共済組合	2
厚生労働省第二共済組合	6	山形県市町村職員共済組合	2	山口県市町村職員共済組合	2
林野庁共済組合	0.8	福島県市町村職員共済組合	2	徳島県市町村職員共済組合	1
日本郵政共済組合	24	茨城県市町村職員共済組合	4	香川県市町村職員共済組合	1
連合会職員共済組合	1	栃木県市町村職員共済組合	2	愛媛県市町村職員共済組合	2
地方公務員共済組合(組合員数)		群馬県市町村職員共済組合	2	高知県市町村職員共済組合	1
地方公務員共済組合連合会(適用者数)	291	埼玉県市町村職員共済組合	6	福岡県市町村職員共済組合	2
地方職員共済組合	31	千葉県市町村職員共済組合	6	佐賀県市町村職員共済組合	1
公立学校共済組合	99	東京都市町村職員共済組合	3	長崎県市町村職員共済組合	2
警察共済組合	30	神奈川県市町村職員共済組合	3	熊本県市町村職員共済組合	2
東京都職員共済組合	13	新潟県市町村職員共済組合	3	大分県市町村職員共済組合	1

※ 下記は加入者数等であり、しきい値評価の基準案である対象者数(扶養者等も対象となりうる)とは異なる。

※ 下記の機関は、別紙1の対象となりうる機関のうち100団体以下の機関(国民健康保険団体連合会除く)について記載している。なお、**下記の機関が情報保護評価の対象とは決定していない。**

iii 情報保護評価(全項目評価)の対象となりうるもの	10万人以上	ii 情報保護評価(重点項目評価)の対象となりうるもの	1万人以上10万人未満	その他	1万人未満
	人数(万人)		人数(万人)		人数(万人)
宮崎県市町村職員共済組合	1	新潟県後期高齢者医療広域連合	33	福岡県後期高齢者医療広域連合	55
鹿児島県市町村職員共済組合	2	富山県後期高齢者医療広域連合	15	佐賀県後期高齢者医療広域連合	11
沖縄県市町村職員共済組合	1	石川県後期高齢者医療広域連合	14	長崎県後期高齢者医療広域連合	20
日本私立学校振興・共済事業団(加入者数等)	120	福井県後期高齢者医療広域連合	11	熊本県後期高齢者医療広域連合	25
日本鉄道共済組合(加入者数、平成8年度)	19	山梨県後期高齢者医療広域連合	11	大分県後期高齢者医療広域連合	17
日本たばこ産業共済組合(加入者数、平成8年度)	2	長野県後期高齢者医療広域連合	31	宮崎県後期高齢者医療広域連合	16
NTT厚生年金基金(加入者数、平成8年度)	25	岐阜県後期高齢者医療広域連合	25	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	25
農林漁業団体職員共済組合(保有個人情報数)	223	静岡県後期高齢者医療広域連合	43	沖縄県後期高齢者医療広域連合	12
全国健康保険協会(被保険者数及び被扶養者数)	1,959	愛知県後期高齢者医療広域連合	67	社会保険診療報酬支払基金(取扱件数)	85,694
健康保険組合連合会(被保険者数及び被扶養者数)	2,983	三重県後期高齢者医療広域連合	22	国民健康保険中央会(被保険者数)	3,910
後期高齢者医療広域連合(被保険者数)		滋賀県後期高齢者医療広域連合	14		
北海道後期高齢者医療広域連合	66	京都府後期高齢者医療広域連合	28		
青森県後期高齢者医療広域連合	18	大阪府後期高齢者医療広域連合	79		
岩手県後期高齢者医療広域連合	19	兵庫県後期高齢者医療広域連合	60		
宮城県後期高齢者医療広域連合	26	奈良県後期高齢者医療広域連合	15		
秋田県後期高齢者医療広域連合	18	和歌山県後期高齢者医療広域連合	14		
山形県後期高齢者医療広域連合	18	鳥取県後期高齢者医療広域連合	9		
福島県後期高齢者医療広域連合	28	島根県後期高齢者医療広域連合	12		
茨城県後期高齢者医療広域連合	32	岡山県後期高齢者医療広域連合	25		
栃木県後期高齢者医療広域連合	22	広島県後期高齢者医療広域連合	34		
群馬県後期高齢者医療広域連合	24	山口県後期高齢者医療広域連合	21		
埼玉県後期高齢者医療広域連合	56	徳島県後期高齢者医療広域連合	11		
千葉県後期高齢者医療広域連合	54	香川県後期高齢者医療広域連合	14		
東京都後期高齢者医療広域連合	115	愛媛県後期高齢者医療広域連合	20		
神奈川県後期高齢者医療広域連合	75	高知県後期高齢者医療広域連合	12		

(注1)人数については、平成21年度(一部別年度)の数字を一万人以上は千人単位を四捨五入した値、千人以上は百人単位を四捨五入した値である。

(注2)公表資料を基に、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術担当室で作成。